

令和7年度山形県一般会計予算

令和7年度山形県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ675,419,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、90,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県	税	115,000,000
	1 県 民 税	38,052,000
	2 事 業 税	24,572,000
	3 地 方 消 費 税	24,773,000
	4 不 動 産 取 得 税	1,601,000
	5 県 た ば こ 税	1,125,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	100,000
	7 軽 油 引 取 税	8,042,000
	8 自 動 車 税	16,589,000
	9 鉱 区 税	2,000
	10 狩 猟 税	2,000
	11 産 業 廃 棄 物 税	142,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金		53,700,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	53,700,000
3 地 方 譲 与 税		24,525,962
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	21,700,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,500,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	100,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	100,000

(単位：千円)

款	項	金額
	6 森林環境譲与税	95,962
	7 航空機燃料譲与税	30,000
4 地方特例交付金		600,000
	1 地方特例交付金	600,000
5 地方交付税		188,000,000
	1 地方交付税	188,000,000
6 交通安全対策特別交付金		250,000
	1 交通安全対策特別交付金	250,000
7 分担金及び負担金		2,820,491
	1 分担金	1,355,059
	2 負担金	1,465,432
8 使用料及び手数料		6,221,645
	1 使用料	4,421,978
	2 手数料	108,988
	3 県証紙収入	1,690,679
9 国庫支出金		82,691,698
	1 国庫負担金	36,922,959
	2 国庫補助金	43,878,056
	3 委託金	1,890,683
10 財産収入		1,424,254

(単位：千円)

款	項	金額
	1 財産運用収入	456,894
	2 財産売却収入	967,360
11 寄附金		3,194,108
	1 寄附金	3,194,108
12 繰入金		30,575,886
	1 特別会計繰入金	456,306
	2 基金繰入金	29,919,580
	3 公営企業繰入金	200,000
14 諸収入		113,872,656
	1 延滞金、加算金及び過料等	70,584
	2 県預金利子	33,043
	3 公営企業貸付金元利収入	14,000,000
	4 貸付金元利収入	92,239,632
	5 受託事業収入	1,638,382
	6 収益事業収入	1,920,271
	8 雑収入	3,970,744
15 県債		52,542,300
	1 県債	52,542,300
歳入合計		675,419,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		1,131,549
	1 議 会 費	1,131,549
2 総 務 費		34,011,114
	1 総 務 管 理 費	16,861,276
	2 企 画 費	7,046,585
	3 徴 税 費	4,768,067
	4 市 町 村 振 興 費	857,253
	5 選 挙 費	749,540
	6 防 災 費	2,648,400
	7 統 計 調 査 費	819,424
	8 人 事 委 員 会 費	128,248
	9 監 査 委 員 費	132,321
3 民 生 費		84,272,094
	1 社 会 福 祉 費	58,138,965
	2 児 童 福 祉 費	24,333,225
	3 生 活 保 護 費	1,791,547
	4 災 害 救 助 費	8,357
4 衛 生 費		23,496,389
	1 公 衆 衛 生 費	3,124,774
	2 環 境 衛 生 費	3,088,248

(単位：千円)

款	項	金額
	3 保 健 所 費	1,659,794
	4 医 薬 費	15,623,573
5 勞 働 費		2,670,968
	1 勞 政 費	1,195,650
	2 職 業 訓 練 費	893,762
	3 失 業 対 策 費	504,931
	4 勞 働 委 員 会 費	76,625
6 農 林 水 産 業 費		39,338,900
	1 農 業 費	10,705,296
	2 畜 産 業 費	1,414,417
	3 農 地 費	19,323,949
	4 林 業 費	6,521,089
	5 水 産 業 費	1,374,149
7 商 工 費		99,565,674
	1 商 業 費	93,123,588
	2 工 鉱 業 費	5,081,125
	3 観 光 費	1,360,961
8 土 木 費		64,242,075
	1 土 木 管 理 費	3,576,303
	2 道 路 橋 り よ う 費	34,657,761

(単位：千円)

款	項	金額
	3 河川海岸費	15,363,305
	4 港湾費	5,386,025
	5 都市計画費	3,850,232
	6 住宅費	1,408,449
9 警察費		27,885,140
	1 警察管理費	25,890,173
	2 警察活動費	1,994,967
10 教育費		113,195,208
	1 教育総務費	17,637,519
	2 小学校費	34,533,582
	3 中学校費	20,050,803
	4 高等学校費	24,883,237
	5 特別支援学校費	10,447,184
	6 大学費	3,450,151
	7 社会教育費	1,340,755
	8 保健体育費	851,977
11 災害復旧費		26,919,021
	1 農林水産施設災害復旧費	4,886,928
	2 公共土木施設災害復旧費	21,861,995
	4 社会福祉施設災害復旧費	170,098

(単位：千円)

款	項	金額
12 公債費		88,936,220
	1 公債費	88,936,220
13 諸支出金		69,704,648
	2 公営企業貸付金	14,000,000
	3 地方消費税清算金	24,683,000
	4 利子割交付金	124,522
	5 配当割交付金	615,959
	6 株式等譲渡所得割交付金	897,534
	7 法人事業税交付金	1,764,083
	8 地方消費税交付金	26,968,000
	9 ゴルフ場利用税交付金	72,903
	10 環境性能割交付金	578,647
14 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳出合計		675,419,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
新文書管理システム構築及び運用管理・保守業務委託契約	令和7年度から 令和13年度まで	438,000千円
県議会議事堂映像配信設備改修工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	18,000千円
県議会議事堂エレベーター改修工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	47,000千円
村山総合支庁本庁舎冷却塔改修工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	35,000千円
保健福祉センター電気設備改修工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	242,000千円
置賜総合支庁本庁舎空調設備改修工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	235,000千円
eLTAX更改及び外形標準課税の適用法人の見直しに伴う税務総合電算システム改修業務委託契約	令和7年度から 令和8年度まで	14,000千円
山形県国際交流センター管理運営業務	令和7年度から 令和12年度まで	137,000千円
山形県県・市町村共同利用施設予約システム提供業務委託契約	令和7年度から 令和12年度まで	109,000千円
基幹ネットワーク再構築及び運用管理・保守業務委託契約	令和7年度から 令和12年度まで	1,869,000千円
衛星通信システム第3世代化工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	549,000千円
防災行政通信ネットワークシステム改修業務委託契約	令和7年度から 令和8年度まで	1,575,000千円
山形県視覚障がい者情報センター管理運営業務	令和7年度から 令和12年度まで	169,000千円
山形県身体障がい者保養所管理運営業務	令和7年度から 令和12年度まで	219,000千円

事 項	期 間	限 度 額
山形県立ふれあいの家管理運営業務	令和7年度から 令和12年度まで	84,000千円
山形県産業創造支援センター管理 運営業務	令和7年度から 令和10年度まで	43,000千円
企業立地促進事業	令和7年度から 令和8年度まで	600,000千円
山形県工業技術センターエレベーター改修工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	24,000千円
公益財団法人やまがた産業支援機構に対する損失補償	令和7年度から 令和18年度まで	121,000千円
山形県立産業技術短期大学校冷温水発生機更新工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	62,000千円
離転職者職業訓練事業（長期高度人材育成コース）業務委託契約	令和7年度から 令和9年度まで	35,000千円
離転職者職業訓練事業（長期高度人材育成コース・早期募集）業務委託契約	令和7年度から 令和10年度まで	68,000千円
離転職者職業訓練事業（知識等習得コース・複数年度）業務委託契約	令和7年度から 令和8年度まで	11,000千円
離転職者職業訓練事業（知識等習得コース・早期募集）業務委託契約	令和7年度から 令和8年度まで	20,000千円
県民の海・プール電気設備更新工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	8,000千円
山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モール）管理運営業務	令和7年度から 令和13年度まで	15,000千円
山形県郷土館エレベーター更新工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	58,000千円
山形県郷土館冷暖房配管更新工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	96,000千円

事 項	期 間	限 度 額
置賜文化ホール空調設備改修工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	110,000千円
置賜文化ホール舞台吊物設備改修工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	72,000千円
置賜文化ホール舞台照明設備改修工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	39,000千円
山形県体育館及び山形県武道館管理運営業務	令和7年度から 令和10年度まで	94,000千円
農業近代化資金利子補給	令和7年度から 令和28年度まで	令和7年度融資総額 1,100,000千円の融資残高に対し、年 1.6パーセント以内の割合で計算した額
農業経営負担軽減支援資金利子補給	令和7年度から 令和23年度まで	令和7年度融資総額 50,000千円の融資残高に対し、年 1.6パーセント以内の割合で計算した額
漁業近代化資金利子補給	令和7年度から 令和28年度まで	令和7年度融資総額 150,000千円の融資残高に対し、年 1.6パーセント以内の割合で計算した額
置賜家畜保健衛生所旧庁舎解体及び車庫改築工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	40,000千円
山形県漁港管理運営業務	令和7年度から 令和12年度まで	3,000千円
公益財団法人やまがた農業支援センターの農地売買等支援事業に対する損失補償	令和7年度から 令和46年度まで	公益社団法人全国農地保有合理化協会からの借入元金 10,000千円のうち未償還元金に相当する額
令和7年度における日本政策金融公庫（以下「甲」という。）の公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構（以下「乙」という。）に対する造林資金貸付金に係る損失補償	甲が乙に貸付けた日から甲が補償の履行日として指定する日まで	甲からの借入元金 36,935千円のうち、最終償還期限到来後10箇月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）を経過してなお弁済されない元利金相当額（延滞金及び損失確定日以後の利子を含む。）

事 項	期 間	限 度 額
森林整備活性化資金利子補給	令和7年度から 令和37年度まで	令和7年度融資総額14,774千円の融 資残高に対し、年1.6パーセント以 内の割合で計算した額
山形県眺海の森管理運營業務	令和7年度から 令和12年度まで	100,000千円
山形県遊学の森管理運營業務	令和7年度から 令和12年度まで	110,000千円
山形県土地開発公社の融資に対す る債務保証	令和7年度から 令和8年度まで	83,000千円
山形県都市公園（西蔵王公園、庄 内空港緩衝緑地、最上川ふるさと 総合公園）管理運營業務	令和7年度から 令和12年度まで	1,040,000千円
街路整備事業に係る用地取得、物 件移転及び損失補償契約	令和7年度から 令和9年度まで	828,000千円
山形県総合運動公園総合体育館空 調設備更新工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	173,000千円
一般国道287号道路改築事業桔梗 橋上部工工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	120,000千円
一般国道287号道路改築事業弥栄 橋上部工工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	120,000千円
一般国道287号道路改築事業鋼製 棧道橋工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	145,000千円
一般国道112号道路施設長寿命化 対策事業実生橋仮設工工事請負契 約	令和7年度から 令和8年度まで	490,000千円
一般県道余目松山線道路施設長寿 命化対策事業庄内橋床版工事請負 契約	令和7年度から 令和9年度まで	2,150,000千円
道路施設長寿命化対策事業橋梁補 修・耐震補強工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	1,050,000千円

事 項	期 間	限 度 額
道路除雪作業等業務委託契約	令和7年度から 令和8年度まで	920,000千円
糠野目除雪車両基地建替工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	293,000千円
大旦川河川整備補助事業河川改修工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	150,000千円
ダム管理用設備更新工事請負契約	令和7年度から 令和9年度まで	300,000千円
山形県海浜公園（マリンパーク鼠ヶ関）管理運營業務	令和7年度から 令和12年度まで	12,000千円
山形空港除雪業務委託契約	令和7年度から 令和8年度まで	2,000千円
庄内空港除雪業務委託契約	令和7年度から 令和8年度まで	1,000千円
山形空港定電流調整器更新工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	211,000千円
山形県財務会計システム改修業務委託契約	令和7年度から 令和8年度まで	27,000千円
旧山形県立酒田工業高等学校解体工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	453,000千円
県立高等学校トイレ洋式化工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	472,000千円
山形県立上山高等養護学校校舎改築工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	1,665,000千円
山形県立村山特別支援学校仮設校舎賃貸借契約	令和7年度から 令和14年度まで	220,000千円
山形県金峰少年自然の家管理運營業務	令和7年度から 令和12年度まで	383,000千円
山形県生涯学習センター冷温水発生機等整備更新工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	36,000千円

事 項	期 間	限 度 額
県立特別支援学校統合型校務支援システム構築及び運用管理・保守業務委託契約	令和7年度から 令和12年度まで	141,000千円
県立学校教育情報ネットワーク再構築及び運用管理・保守業務委託契約	令和7年度から 令和12年度まで	1,529,000千円
県立学校統合サーバ再構築及び運用管理・保守業務委託契約	令和7年度から 令和12年度まで	688,000千円
県立中学校・高等学校統合型校務支援システム再構築及び運用管理・保守業務委託契約	令和7年度から 令和12年度まで	294,000千円
無停電電源装置分解整備工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	10,000千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
鉄道施設等整備事業	千円 33,800	借入先との協定による。	借入先との協定による。	借入先の貸付条件による。 ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、又は低利債に借り替えることができる。
庁舎等整備事業	216,400			
消防学校整備事業	5,900			
置賜文化ホール整備事業	62,600			
郷土館整備事業	83,000			
緊急防災・減災事業	1,785,200			
デジタル活用推進事業	308,000			
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	267,300			
社会福祉施設災害復旧事業	44,900			
社会福祉施設等整備事業	735,400			
病院建設改良資金貸付事業	1,241,000			
産業技術短期大学校整備事業	51,200			
職業能力開発校整備事業	2,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
農林公共事業	3,798,200			
公共農林災害復旧事業	62,000			
林道施設災害復旧事業	4,200			
農林災害復旧事業	44,300			
県有施設災害復旧事業	2,300			
農林大学校整備事業	6,800			
家畜保健衛生所整備事業	226,900			
農業経営高度化支援事業	261,400			
河川等整備事業	23,900			
高度技術研究開発センター整備事業	12,400			
工業試験場整備事業	201,000			
こども・子育て支援事業	19,000			
土木公共事業	20,009,100			
県営住宅建設事業	85,800			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共土木災害復旧事業 (現年)	千円 1,874,700			
公共土木災害復旧事業 (過年)	4,673,900			
国直轄災害復旧事業	1,448,000			
土木施設災害復旧事業	987,300			
都市公園整備事業	255,300			
港湾整備事業	10,600			
山形空港施設整備事業	35,600			
庄内空港施設整備事業	73,300			
自然災害防止事業	309,900			
地方道路等整備事業	2,975,600			
緊急自然災害防止対策 事業	5,120,100			
緊急浚渫推進事業	628,600			
学校教育施設等整備事 業	743,500			
米沢女子短期大学整備 事業	556,500			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
高等学校整備事業	624,900			
社会教育施設整備事業	50,700			
公共施設等石綿除去事業	95,900			
公共施設等適正管理推進事業	1,022,900			
交通安全施設整備事業	206,200			
警察庁舎整備事業	636,600			
脱炭素化推進事業	618,200			

## 令和7年度山形県公債管理特別会計予算

令和7年度山形県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ162,154,608千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		88,754,608
	1 一 般 会 計 繰 入 金	88,754,608
4 県 債		73,400,000
	1 県 債	73,400,000
歳 入 合 計		162,154,608

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		162,154,608
	1 公 債 費	162,154,608
歳 出 合 計		162,154,608

令和7年度山形県市町村振興資金特別会計予算

令和7年度山形県の市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,491,364千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
2 諸 収 入		1,180,963
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,180,963
3 繰 越 金		310,401
	1 繰 越 金	310,401
歳 入 合 計		1,491,364

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市町村振興資金貸付金		1,491,364
	1 貸 付 金	1,000,000
	2 貸 付 事 務 費	1,965
	3 公 営 企 業 償 還 金	174,219
	4 繰 出 金	315,180
歳 出 合 計		1,491,364

令和7年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和7年度山形県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ85,818千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		22,520
	1 一 般 会 計 繰 入 金	22,520
2 繰 越 金		2,655
	1 繰 越 金	2,655
3 諸 収 入		30,643
	1 貸 付 金 元 利 収 入	22,734
	2 雑 入	7,909
4 県 債		30,000
	1 県 債	30,000
歳 入 合 計		85,818

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		85,818
	1 貸 付 金	21,818
	2 貸 付 事 務 費	11,825
	3 償 還 金	29,353
	4 繰 出 金	22,822
歳 出 合 計		85,818

第2表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	千円 30,000	証 書 借 入	借入先との協定による。	借入先の貸付条件による。

## 令和7年度山形県国民健康保険特別会計予算

令和7年度山形県の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ93,282,424千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		23,926,656
	1 負 担 金	23,926,656
2 国 庫 支 出 金		24,636,998
	1 国 庫 負 担 金	16,334,460
	2 国 庫 補 助 金	8,302,538
3 諸 収 入		39,454,817
	2 預 金 利 子	4,830
	4 雑 入	39,435,502
	5 受 託 事 業 収 入	14,485
4 繰 入 金		5,263,953
	1 一 般 会 計 繰 入 金	5,263,953
歳 入 合 計		93,282,424

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 国民健康保険事業費		93,282,424
	1 事業費支出金	93,136,414
	3 基金積立金	4,830
	4 保健事業費	136,293
	5 一般管理費	4,887
歳 出 合 計		93,282,424

## 令和7年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

令和7年度山形県の小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ478,506千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
3 繰 越 金		160,619
	1 繰 越 金	160,619
4 諸 収 入		197,387
	1 貸 付 金 元 利 収 入	186,023
	2 預 金 利 子	10
	3 雑 入	11,354
5 県 債		120,500
	1 県 債	120,500
歳 入 合 計		478,506

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 小規模企業者等設備導入貸付費		478,506
	1 貸 付 金	183,481
	2 貸 付 事 務 費	6,487
	3 償 還 金	188,538
	4 繰 出 金	100,000
歳 出 合 計		478,506

第2表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
小規模企業者等設備貸与事業貸付金	千円 120,500	証 書 借 入	独立行政法人中小企業基盤整備機構の貸付条件による。	独立行政法人中小企業基盤整備機構の貸付条件による。

## 令和7年度山形県土地取得事業特別会計予算

令和7年度山形県の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ459,742千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
2 財 産 収 入		408,351
	1 財 産 売 払 収 入	398,336
	2 財 産 運 用 収 入	10,015
3 繰 入 金		51,240
	1 一 般 会 計 繰 入 金	51,240
4 諸 収 入		151
	1 雑 入	151
歳 入 合 計		459,742

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
2 酒田北港地区用地取得事業費		421,243
	1 用地取得事業費	368,081
	3 開発管理費	53,162
5 公 債 費		38,499
	1 公 債 費	38,499
歳 出 合 計		459,742

令和7年度山形県農業改良資金特別会計予算

令和7年度山形県の農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55,988千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

貸付勘定  
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
3 諸 収 入		7,068
	1 貸 付 金 元 利 収 入	6,948
	2 雑 入	120
4 繰 越 金		47,841
	1 繰 越 金	47,841
歳 入 合 計		54,909

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 農業改良資金貸付費		121
	2 償 還 金	80
	3 繰 出 金	41
2 就農支援資金貸付費		54,788
	2 償 還 金	36,525
	3 繰 出 金	18,263
歳 出	合 計	54,909

業 務 勘 定 入 歳

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,079
	合 計	1,079

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 業 務 費	1 取 扱 事 務 費	1,079
	合 計	1,079

令和7年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和7年度山形県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50,720千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

貸付勘定  
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
3 諸収入		904
	1 貸付金元利収入	904
4 繰越金		49,096
	1 繰越金	49,096
歳入合計		50,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 沿岸漁業改善資金貸付費		50,000
	1 貸付費	50,000
歳出合計		50,000

業務勘定  
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
2 繰入金		720
	1 一般会計繰入金	720
歳入合計		720

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 業務費		720
	1 取扱事務費	720
歳出合計		720

議第43号

令和7年度山形県林業改善資金特別会計予算

令和7年度山形県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ272,714千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
貸付勘定  
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
3 諸 収 入		49,062
	1 貸 付 金 元 利 収 入	49,062
4 繰 越 金		218,574
	1 繰 越 金	218,574
歳 入 合 計		267,636

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 林 業 改 善 資 金 貸 付 費		267,636
	1 貸 付 費	267,636
歳 出 合 計		267,636

業務勘定  
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
2 繰入金		5,069
	1 一般会計繰入金	5,069
4 繰越金		9
	1 繰越金	9
歳入合計		5,078

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 業務費		5,078
	1 取扱事務費	5,078
歳出合計		5,078

## 令和7年度山形県港湾整備事業特別会計予算

令和7年度山形県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,446,910千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使 用 料		147,285
	1 使 用 料	147,285
3 繰 入 金		392,238
	1 一 般 会 計 繰 入 金	392,238
5 諸 収 入		23,887
	2 雑 入	23,887
6 県 債		4,883,500
	1 県 債	4,883,500
歳 入 合 計		5,446,910

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 管 理 費		185,957
	1 管 理 費	185,957
2 整 備 費		4,883,500
	1 整 備 費	4,883,500
3 公 債 費		377,453
	1 公 債 費	377,453
歳 出 合 計		5,446,910

第2表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港湾整備事業	千円 383,500	借入先との協定による。	借入先との協定による。	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、又は低利債に借り替えることができる。
地域開発事業	4,500,000			

令和7年度山形県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度山形県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 流域関連市町 村山市、天童市、東根市、尾花沢市、河北町、大石田町、南陽市、高畠町、川西町、山形市、上山市、山辺町、中山町、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町
- (2) 年間総処理水量 45,403,681<sup>m</sup><sup>3</sup>
- (3) 一日平均処理水量 124,393<sup>m</sup><sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 流域下水道事業収益			5,358,463千円
第1項 営業収益			2,591,139千円
第2項 営業外収益			2,767,324千円
	支	出	
第1款 流域下水道事業費用			5,542,894千円
第1項 営業費用			5,410,796千円
第2項 営業外費用			132,098千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額601,696千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額61,742千円、過年度分損益勘定留保資金47,194千円、当年度分損益勘定留保資金476,884千円及び繰越利益剰余金処分額15,876千円で補填するものとする。)

	収	入	
第1款 流域下水道事業資本的収入			2,565,644千円
第1項 企業債			692,100千円
第4項 国庫補助金			1,187,067千円
第5項 他会計補助金			36,110千円
第6項 建設負担金			650,367千円
	支	出	
第1款 流域下水道事業資本的支出			3,167,340千円
第1項 建設改良費			2,563,644千円
第2項 資産購入費			6,411千円
第3項 企業債償還金			597,285千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
最上川流域下水道（置賜処理区） 置賜浄化センター建設工事委託契約	令和7年度から 令和8年度まで	402,000千円
最上川下流流域下水道（庄内処理区） 庄内浄化センター建設工事委託契約	令和7年度から 令和8年度まで	760,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道事業	千円 692,100	借入先との協 定による。 工事その他の 都合により翌年 度に繰り延べて 起債することが できる。	借入先と の協定によ る。	借入先の貸付条件による。 ただし、財政上の都合によ り償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り替 えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間において相互に流用する場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

114,848千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業費用、営業外費用及び建設改良費の一部に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、488,138千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金のうち15,876千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金

15,876千円

## 令和7年度山形県電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度山形県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 346,822千kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 電気事業収益			7,403,805千円
第1項 営業収益			7,136,254千円
第2項 営業外収益			267,551千円
	支	出	
第1款 電気事業費用			5,008,828千円
第1項 営業費用			4,614,782千円
第2項 営業外費用			384,046千円
第4項 予備費			10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,026,136千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額148,142千円、中小水力発電開発改良積立金332,044千円、建設改良積立金1,149,486千円、過年度分損益勘定留保資金157,918千円及び当年度利益剰余金処分額238,546千円で補填するものとする。)

	収	入	
第1款 資本的収入			99千円
第5項 負担金			99千円
	支	出	
第1款 資本的支出			2,026,235千円
第1項 建設改良費			1,629,771千円
第5項 企業債償還金			152,734千円
第7項 繰出金			238,546千円
第9項 その他投資			2,184千円
第12項 予備費			3,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
倉 沢 発 電 所 リ ニ ュ ー ア ル 事 業 発 電 所 土 木 建 築 工 事 請 負 契 約	令 和 7 年 度 か ら 令 和 11 年 度 ま で	1,065,000千円
新 野 川 第 一 発 電 所 水 車 発 電 機 内 部 点 検 等 工 事 請 負 契 約	令 和 7 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	799,000千円
温 海 川 発 電 所 高 圧 機 器 盤 等 更 新 工 事 請 負 契 約	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	241,000千円
朝 日 川 連 絡 送 電 線 更 新 事 業 地 質 調 査 等 業 務 委 託 契 約	令 和 7 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	258,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 936,170千円
- (2) 交 際 費 340千円

(利益剰余金の処分)

第8条 当年度利益剰余金のうち238,546千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 繰 出 金 238,546千円

## 令和7年度山形県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度山形県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	59件
(2) 年間総給水量	16,426,825m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	45,005m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 工業用水道事業収益	660,900千円
第1項 酒田工業用水道営業収益	427,951千円
第2項 八幡原工業用水道営業収益	110,906千円
第3項 福田工業用水道営業収益	23,547千円
第5項 営業外収益	98,496千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	562,230千円
第1項 酒田工業用水道営業費用	412,592千円
第2項 八幡原工業用水道営業費用	117,199千円
第3項 福田工業用水道営業費用	27,356千円
第5項 営業外費用	1,083千円
第7項 予備費	4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額403,839千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額26,338千円、建設改良積立金13,371千円、過年度分損益勘定留保資金355,374千円及び当年度分損益勘定留保資金8,756千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	31,900千円
第2項 補助金	31,900千円
支 出	
第1款 資本的支出	435,739千円
第1項 建設改良費	389,478千円
第6項 借入金償還金	44,261千円
第12項 予備費	2,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
酒田工業用水道圧送管更新工事請負契約	令和7年度から 令和10年度まで	806,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |          |
|-----------|----------|
| (1) 職員給与費 | 59,130千円 |
| (2) 交際費   | 30千円     |

(他会計からの補助金)

第8条 災害対応のため電気事業会計からこの会計へ補助を受ける金額は、38,546千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、17,674千円と定める。

## 令和7年度山形県公営企業資産運用事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度山形県公営企業資産運用事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 駐車場事業	年間総駐車台数	79,000台
	一日平均駐車台数	216台
(2) ゴルフ場事業	年間利用者数	31,000人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	資産運用事業収益		223,127千円
第1項	営業収益		141,765千円
第2項	営業外収益		81,362千円
		支	出
第1款	資産運用事業費用		165,905千円
第1項	営業費用		162,861千円
第2項	営業外費用		44千円
第4項	予備費		3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額(翌年度以降の支出の財源に充当する額231,900千円を除く。)が資本的支出額に対し不足する額745,858千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額22,234千円、資産運用積立金655,996千円及び過年度分損益勘定留保資金67,628千円で補填するものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		231,900千円
第6項	貸付金償還金		231,900千円
		支	出
第1款	資本的支出		745,858千円
第1項	建設改良費		244,598千円
第2項	投資有価証券		500,000千円
第9項	その他投資		260千円
第12項	予備費		1,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 交際費	30千円
---------	------

## 令和7年度山形県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度山形県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水対象 米沢市、南陽市、高畠町、川西町、山形市、寒河江市、上山市、  
村山市、天童市、東根市、河北町、西川町、朝日町、大江町、  
最上川中部水道企業団、新庄市、金山町、真室川町、鶴岡市、  
酒田市、庄内町

(2) 年間総給水量 68,910,540m<sup>3</sup>

(3) 一日平均給水量 188,796m<sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	水道用水供給事業収益			6,731,896千円
第1項	置賜広域水道営業収益			1,148,020千円
第2項	村山広域水道営業収益			2,233,270千円
第3項	最上広域水道営業収益			443,321千円
第4項	庄内広域水道営業収益			1,912,227千円
第5項	営業外収益			995,058千円
		支	出	
第1款	水道用水供給事業費用			6,352,498千円
第1項	置賜広域水道営業費用			1,127,435千円
第2項	村山広域水道営業費用			2,459,446千円
第3項	最上広域水道営業費用			426,720千円
第4項	庄内広域水道営業費用			1,981,539千円
第5項	営業外費用			337,358千円
第7項	予備費			20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,862,801千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額72,185千円、建設改良積立金369,504千円及び過年度分損益勘定留保資金4,421,112千円で補填するものとする。)

		支	出	
第1款	資本的支出			4,862,801千円
第1項	建設改良費			794,115千円
第2項	投資有価証券			3,300,000千円
第5項	企業債償還金			751,374千円
第6項	借入金償還金			14,280千円
第9項	その他投資			32千円
第12項	予備費			3,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
西川浄水場計装設備更新工事請負契約	令和7年度から 令和9年度まで	546,000千円
朝日浄水場薬品注入設備 更新工事請負契約	令和7年度から 令和9年度まで	256,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 573,470千円 |
| (2) 交際費   | 50千円      |

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、285,304千円と定める。

## 令和7年度山形県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度山形県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	1,136床
(2) 年間入院患者延数	367,151人
年間外来患者延数	516,634人
(3) 一日平均入院患者数	1,005人
一日平均外来患者数	2,104人
(4) ドック利用者延数	1,214人
(5) 主要な建設改良事業	
中央病院改修事業	284,124千円
新庄病院改修事業	1,782千円
県立病院医療機器等整備事業	730,848千円
県立病院総合医療情報システム整備事業	1,299,106千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 病院事業収益		42,378,438千円
第1項 医 業 収 益		33,775,862千円
第2項 医 業 外 収 益		8,568,845千円
第3項 特 別 利 益		33,731千円
支 出		
第1款 病院事業費用		46,043,508千円
第1項 医 業 費 用		44,796,900千円
第2項 医 業 外 費 用		1,204,402千円
第3項 特 別 損 失		40,206千円
第4項 予 備 費		2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,418,728千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填し、なお不足する額は一時借入金で措置するものとする。)

収 入		
第1款 病院事業資本的収入		4,184,878千円
第1項 企 業 債		2,180,400千円
第2項 出 資 金		123,582千円
第4項 負 担 金		1,777,756千円
第6項 その他資本的収入		103,140千円
支 出		
第1款 病院事業資本的支出		5,603,606千円
第1項 建 設 改 良 費		2,347,168千円

第2項 企業債償還金

3,256,438千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中央病院受変電・発電機等更新工事請負契約	令和7年度から 令和10年度まで	2,915,000千円
新庄病院医師公舎賃貸借契約	令和7年度から 令和18年度まで	120,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中央病院改修事業	千円 281,500	借入先との協 定による。 工事その他の 都合により翌年 度に繰り延べて 起債することが できる。	借入先と の協定によ る。	借入先の貸付条件による。 ただし、財政上の都合によ り償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り替 えることができる。
新庄病院改修事業	1,700			
県立病院医療機器 等整備事業	698,100			
県立病院総合医療 情報システム整備 事業	1,199,100			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、25,300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ  
以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 23,272,866千円

(2) 交際費 1,010千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,922,102千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	循 環 器 撮 影 装 置 (中央病院)	一 式

器 械 備 品	院内携帯電話交換システム機器 (中央病院)	一	式
器 械 備 品	情 報 シ ス テ ム 機 器 (河北病院)	一	式